

回 答

団体名（多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

1 労働・民族学校・一般に関する課題

1.1 職員採用

1.1.2 外国籍職員を積極的に採用し、本名使用の意義を踏まえ、「本名原則」という意味を正しくとらえ、本名原則を徹底してください。募集要項での「原則として本名を・・」の『原則として』の文言を削除してください。

（回答）※傍線部について回答

- 本府では平成11年度実施分の職員採用試験から一般行政部門における全ての職種において外国籍の方の受験が可能となっております。
- 本府としては、本名を使用しやすい環境づくりを進めていく上で、本府職員が本名を名乗ることは意義のあることと考えており、採用前面談の場などをを利用して、本府として本名使用を推進している旨を伝え、本名使用を働きかけておりますが、外国籍職員が入庁後に本名を使用するかどうかにつきましては、本人の自らの選択に委ねることとしております。
- また、新規採用時研修をはじめ、昇任時の職員研修等において、本名使用や多文化共生をテーマにとりあげるなど、正しい理解の促進と人権意識の高揚に努めており、今後とも、より本名を使用しやすい環境づくりを進めてまいります。

（回答部局課名）

総務部 人事課

回 答

団体名（多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

1 労働・民族学校・一般に関する課題

1.1 職員採用

1.1.2 外国籍職員を積極的に採用し、本名使用の意義を踏まえ、「本名原則」
という意味を正しくとらえ、本名原則を徹底してください。募集要項での
「原則として本名を・・」の『原則として』の文言を削除してください。

（回答）※波線部について回答

○ 大阪府の職員採用試験の試験案内（募集要項）において、令和6年度までは「日本国籍を有しない人は、申込みの際、氏名欄に原則として、本名を記入してください。」と表記しておりましたが、日本国籍を有する、有しないにかかわらず「本名」で申込みを行うことは基本であると考えていることから、令和7年度から次のとおり文言を変更して運用を行っております。

- ・注釈（「日本国籍を有しない人は、申込みの際、氏名欄に原則として、本名を記入してください。」）の削除
- ・受験申込み説明箇所への文言追記（「※氏名欄には、本名を入力してください」）

（回答部局課名）

人事委員会事務局 任用審査課

回 答

団体名（多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

1 労働・民族学校・一般に関する課題

1.4 差別実態調査

1.4.1 日本で初めて実施された、当事者に直接質問した法務省の「外国人住民調査」の対象地区になったのは府内では3市です。その調査結果の地区別集計のうち 2018 年に大阪市、堺市、東大阪市に送付されたデータを府内の外国籍者差別の実態を把握する貴重な第一次資料として引き続き活用して下さい。

（回答）

○ 「外国人住民調査」の対象となった府内3市からデータをいただき、府内外国籍者差別の実態を把握する貴重な第一次資料として、関係各課に情報共有しました。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

回 答

団体名（ 多民族・多文化社会を求める実行委員会 ）

（要望項目）

1 労働・民族差別一般に関する課題

1.5 制度的無年金者の人権保障

1.5.1 在日外国人障がい者などの制度的無年金者に対する大阪府重度障害者特例支援給付金の支給額(1ヶ月につき2万円)について、支給対象を日本人並み〈身体障害者手帳(1~3級)・療育手帳(A・B1)・精神障害者保健福祉手帳(1~2級)の所持者〉に拡大し、支給額を市町村給付金と合計して日本人の障害基礎年金(重度障がい者年額 1級は1,036,625円 2級は年額829,300円)と同等になるよう増額してください。又、大阪府重度障害者特例支援給付金受給者が、厚生年金や共済年金を受給している者であっても併給出来るように細則を改訂して下さい。厚生年金・共済年金との併給が可能になる制度改革は先進自治体が既に実施済みである事を重視していただき、府の特例支援給付の初心を考慮していただければ、細則の改訂は遅きに失していますが、今年度からでも早速実施して頂きたく思います。

（回答）

○ 府では、重度の障がいがある在日外国人等で、年金制度上の理由により国民年金法に規定する障がい基礎年金を受給できない方に対して、月額2万円を支給する「大阪府重度障がい者特例支援事業」を平成6年度から実施していますが、厚生年金等との併給を含む支給対象の拡大や支給額の引き上げについては厳しい状況にあります。

○ 年金制度は、国の社会保障制度の中で対処されるべきものであり、これまでも国に対して要望してまいりましたが、引き続き、早急に救済措置が講じられるよう働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

1 労働・民族差別一般に関する課題

1.5 制度的無年金者の人権保障

1.5.2 在日外国人高齢者の「制度的無年金者」の方たちに、日本人と同等に「老齢基礎年金」（2025年度年額831,700円）相当額の援助金を支給してください。日本国家による戦前戦中の植民地主義と戦後処理政策によって、まさに歴史の荒波に翻弄され続け、あらゆる意味で本人の意思と無関係に無年金状態に置かれてしまった方たちです。府内の対象者は、2019年には146人、2020年には116人、2021年には82人、2022年は55人、2023年は35人となっています。1年間で約30人ずつが亡くなられ、この状態が今後も続くとあと数年で対象者は殆ど亡くなられる可能性があります。大阪府は、これで問題は解決したと考えるのでしょうか。あるいは意図的に「その」時間を探っているのでしょうか。行政の不作為をこれ以上続けぬためにも、「残された期間はもうない」と捉えて、一日一刻も早い支給決定を下されることを強く要望します。

（回答）

- 令和7年4月1日時点で満98歳以上になられている外国籍の高齢者の方々が、今なお制度的に無年金の状態に置かれていることは、当事者の方にとっては切実な問題であり、府としても大変重要な課題であると認識しているところですが、給付金制度の創設については、厳しい状況にあります。
- 年金制度は、国の社会保障制度の中で対処されるべきものであり、これまで国に対して要望してまいりましたが、引き続き、早急に救済措置が講じられますよう働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護支援課

様式 2

回 答

団体名（ 多民族・多文化社会を求める実行委員会 ）

（要望項目）

2 教育に関する課題

2.2 就学案内

2.2.1 府内全市町村において、在日韓国・朝鮮人に対する就学案内に本名原則が明記されるようにして下さい。また、民族学校の紹介を行っている市町村を把握し、市役所窓口に民族学校の学校案内やパンフレットなどを置くようすすめてください。また、民族学校を紹介する研修を行ってください。

（回答）※傍線部について回答

- 就学案内の発給につきましては、平成3年1月の「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び処遇に関する協議」において署名された覚書の教育関係事項に基づき、各市町村における就学事務が適正に行われるよう指導しています。本名使用の意義や本名使用の原則については、府内全市町村が、就学案内での記載や保護者との面談時に説明する等、保護者に伝えています。
- また、公立小中学校に就学するために、市町村教育委員会等に申請に訪れた保護者に対して、その機会を利用して民族学校等も選択できることについて説明することも一つの方法であると認識しており、市町村教育委員会に対して学事事務担当者会等で働きかけています。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

2 教育に関する課題

2.3 民族学校

2.3.2 全国 5 か所（大阪・東京・愛知・広島・福岡）で行われていた無償化裁判はすべて最高裁の棄却によって終了しました（大阪地裁のみ全面勝訴）。そのことによる経済的・精神的ダメージは相当大きなものとなっています。マイナリティゆえに、少子化も進み、日本学校以上に、朝鮮学校の統廃合が止まりません。朝鮮学校に対し高校授業料無償化（就学支援金）からの排除、および「幼・保無償化措置」からも排除したことをやめるよう日本政府にも働きかけてください。また「補助金」については、兵庫県（斎藤元彦知事は必要な補助金は出し続けると言っています。「朝鮮学校への補助金継続 全国最大規模の兵庫県 斎藤知事「子供に罪はない」』『産経新聞』 2023 年 8 月 1 日）・愛知県・静岡県・長野県が自治体として独自に補助金を支給しています。裁判の判決（4 要件）にかかわらず、子どもたちの民族教育を受ける権利を保障する観点から大阪府として「救済措置」を取り、また大阪府として支給していた「外国人学校振興補助金」の再交付をおこなってください。

（回答）

○ 大阪府の朝鮮学校への補助金については、国において、就学支援金制度の創設に当たり、朝鮮学校への交付について議論が行われていたことを踏まえ、大阪府として、補助金の交付について、府民の理解を得るため、政治的中立性や学校運営の透明化を図るといった観点から、以下の4つの要件を設けたところです。

- (1) 財務情報の一般公開
- (2) 日本の学習指導要領に準じた教育活動を行う
- (3) 特定の政治団体と一線を画す
- (4) 政治指導者の肖像画を教室等に掲示しない

○ その結果、2011（平成 23）年度については、「特定の政治団体と一線を画す」という要件を満たしているとの確証が得られなかったため、全校に対して補助金は交付していません。

○ この補助金の不交付決定について、学校法人大阪朝鮮学園から取消し等を求める訴訟が提起され、2018（平成 30）年 11 月 28 日付で最高裁が学園側の上告を退ける決定をし、不交付決定は適法とした判決が確定しました。

- また、いわゆる高校授業料無償化制度における適用除外措置について学校法人大阪朝鮮学園が国を相手どって提起した取消し等を求める訴訟についても、2019（令和元）年8月27日付で最高裁が学園側の上告を退ける決定をし、適用除外とした文部科学大臣の判断は適法とした判決が確定しました。
- なお、幼児教育の無償化につきましては、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（2018（平成30）年12月28日関係閣僚合意）において、各種学校は、学校教育法第1条に定められた学校とは異なり幼児教育を含む個別の教育に関する基準ではなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象とはならないこととされております。

（回答部局課名）
教育庁 私学課

様式 2

回 答

団体名（ 多民族・多文化社会を求める実行委員会 ）

（要望項目）

2 教育に関する課題

2.4 本名指導

2.4.1 それぞれの段階での適切な本名指導、本名実践をすすめ、取り組みが進んだ事例や取り組みが進みにくい理由と対応策について教えてください。

A 入学時の指導

（1） 小学校就学前における本名指導の徹底と施策の実施

（回答）

○ 就学案内の発給につきましては、平成3年1月の「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び処遇に関する協議」において署名された覚書の教育関係事項に基づき、各市町村における就学事務が適正に行われるよう指導しています。本名使用の意義や本名使用の原則については、府内全市町村が、就学案内での記載や保護者との面談時に説明する等、保護者に伝えています。

○ 府教育庁としましては、就学時に市町村教育委員会がふりがなを含めて正確に本名を把握することは重要であると考えており、就学申請書に本名及び母国語読みのふりがなを正確に記載していただくことによって把握するよう、学事事務担当者会で市町村教育委員会へ働きかけを行っているところです。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

様式 2

回 答

団体名（ 多民族・多文化社会を求める実行委員会 ）

（要望項目）

2 教育に関する課題

2.4 本名指導

2.4.1 それぞれの段階での適切な本名指導、本名実践をすすめ、取り組みが進んだ事例や取り組みが進みにくい理由と対応策について教えてください。

A 入学時の指導

(2) 中学入学時の小・中連携の具体的な取り組みと、小中の本名使用率の差をなくすための対策

（回答）

- 中学校入学時の本名指導については、在日韓国・朝鮮人児童生徒の本名使用率を見ますと、小学校で35.0%、中学校で32.3%という状況であることから、小・中がより一層連携し、本名を使用できる環境の醸成に向けての取組みをさらに推進することが、重要な課題であると認識しております。
- ある小学校では、2月の入学説明会において、就学届と併せて家庭環境調査票の提出を受けた際、通名の使用を希望する家庭に対し、本名使用の意義について個別に説明を行うことで、児童が本名を使用することとなった事例がございました。
- 一方で、入学時、本名使用について説明した際、保護者自身がこれまでの生活の中で被差別体験を重ねてこられたことから、通名での生活や仕事を選択されており、子どもについても本名の使用は難しいと話される方もいらっしゃったと聞いています。
- 引き続き、当該児童生徒・保護者の気持ちの変化をつかむ機会をもち、話し合いを重ねながら、本名を名のり、呼ぶことができる環境づくりに向けて取り組んでまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

様式 2

回 答

団体名（ 多民族・多文化社会を求める実行委員会 ）

（要望項目）

2 教育に関する課題

2.4 本名指導

2.4.1 それぞれの段階での適切な本名指導、本名実践をすすめ、取り組みが進んだ事例や取り組みが進みにくい理由と対応策について教えてください。

A 入学時の指導

（3） 高校入試における入学志願書の本名原則の徹底と入学説明会での本名指導

（回答）

- 府教育庁としましては、公立高校の校長及び実務主担者を対象とした説明会や、市町村教育委員会及び公立中学校の進路指導担当者を対象とした入学者選抜等に係る説明会を開催しています。令和7年度においては、動画配信により説明会を行いました。
- 入学志願書の氏名記載については、生徒、保護者に本名使用の意義について十分な理解が得られるよう、これらの説明会において、志願書の氏名は原則として本名とし、通称名をも書く場合は本名の後に（ ）書きで記入する旨を説明しています。
- 本名指導については、「互いに違いを認めあい、共に生きる社会を築いていくために一本名指導の手引ー」の趣旨に基づき、在日韓国・朝鮮人生徒の自らの誇りと自覚を高め、本名が名乗れる環境の醸成に努めてきたところです。
- 府教育庁では、令和5年3月に改正された「大阪府在日外国人施策に関する指針」の基本的方向を踏まえ、国際理解教育・在日外国人教育のさらなる充実を図るべく、令和6年2月に「在日外国人に関する教育における指導の指針」を策定しました。
- さらに、このような在日外国人に関する社会や教育の状況変化を踏まえ、「本名使用の手引」を「互いに違いを認めあい、ともに学ぶ学校を築いていくために一本名指導についてー」と改訂しました。

- また、従来から各学校に対しては、合格者説明会や入学式において、しおり「新入生の皆さんへ一互いに違いを認め合い、共に生きる社会を築いていくためにー」を配付して本名使用を呼びかけるよう指導してきましたが、さらに、本名を名乗っている在校生から入学生に本名使用を呼びかける事例を紹介し、指導資料として全体に配付し、趣旨の周知に努めるよう指導してまいりました。
- 今後も、管理職への人権教育課題に係る研修等の機会を捉え、各学校において趣旨の徹底と手引きの校内研修等での有効活用について周知を行ってまいります。さらに、本名指導の手引きの活用状況の把握を行い、十分に活用されるよう研修や校長ヒアリング等の機会を通じて指導してまいります。
- 平成 22 年には「在日外国人教育のための資料集（DVD）」を全府立学校に配付し、活用するよう通知しています。今後とも、本名にかかわる取組みの場を設け、機会を捉えて教材の活用を呼びかけてまいります。
- 進路指導における本名指導については、府内のすべての高等学校、支援学校の進路担当者に対して、今年度も開催した「就職用統一応募書類の趣旨徹底等に関する説明会」において、就職時における本名指導と公正な選考についての取組みについて説明し、指導の徹底を指示しました。
- 引き続き、日本人生徒が、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人生徒の本名に対しての理解を深め、在日韓国・朝鮮人生徒が本名を名乗ることができる環境の醸成に努めてまいりたいと存じます。

（回答部局課名）
教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名（ 多民族・多文化社会を求める実行委員会 ）

（要望項目）

2 教育に関する課題

2.4 本名指導

2.4.1 それぞれの段階での適切な本名指導、本名実践をすすめ、取り組みが進んだ事例や取り組みが進みにくい理由と対応策について教えてください。

C 卒業時の指導

（1） 卒業証書、成績証明書の本名記載

（回答）

- 卒業証書は、児童・生徒がその学校に在籍し、必要な課程を修了したことを証明する大切なものです。指導要録に基づき本名を記載するよう、学事事務担当者会等で市町村教育委員会を指導しています。
- また、市町村に対してはヒアリングの中でも、個別に指導しております。
- 卒業証書及び成績証明書に記載する氏名については、指導要録に基づき原則として本名を記載するよう、各校を指導しているところです。
- 平成21年10月28日付けの通知において、「法定表簿及び学校が交付する証明書等において、生徒の氏名及び生年月日等は原則として指導要録に基づき適正に記載すること。」とした平成15年度の通知「府立学校における表簿に関する事務及び証明書交付事務について」の趣旨の再徹底を図りました。また、平成24年7月9日に施行された出入国管理及び難民認定法等の改正を踏まえ、平成24年12月12日付けの通知において、卒業証書の氏名の記載などについて、あらためて取扱いを整理して示し、平成30年5月にこの通知の趣旨の再徹底を図ったところです。
- 府立高校の管理職研修等の場においても表簿に関する事務及び証明書交付事務の適正な管理について指導しているところです。
- 今後とも、生徒、保護者に公文書の本名記載原則や本名使用の意義について理解が得られるよう、各府立学校が実施する合格者説明会の場等において適切な指導をすすめるよう、指導してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課（傍線部について回答）

教育庁 教育振興室 高等学校課（波線部について回答）

回 答

団体名（ 多民族・多文化社会を求める実行委員会 ）

（要望項目）

2 教育に関する課題

2.6 国際理解・道徳教育・教科書採択

2.6.1 各市町村の小中学校及び府立高校において、人権教育、多民族多文化共生教育の教育課程内での取り組みを進めてください。近年、教育現場では領土教育において、韓国・朝鮮をはじめ外国にルーツを持つ子どもが傷つくような、配慮に欠ける事例が見られます。そのようなことが起こらないように、教員研修を充実させ、市町村教育委員会に周知徹底してください。

（回答）

- 在日外国人教育をはじめとする人権教育、国際理解教育は、互いの違いを認め合いともに学ぶ態度を育成する上で非常に重要であると認識しております。
- 領土教育については、学習指導要領（中学校 社会（公民的分野））において、国際社会の諸課題の内容について、固有の領土である竹島や北方領土に關し、残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることを取り上げることを示すとともに、世界平和の実現と人類の福祉の増大のためにには、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力が大切であることを認識させることができます。
- また、学習指導要領解説（総則編）において、外国につながる生徒については、一人ひとりの実態を的確に把握し、当該生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮することが大切である、と示されております。
- 府教育庁では、市町村教育委員会に対し、所管の学校における学習指導要領の確実な実施のもと、領土問題など、国内外に残されている諸課題等にも触れ、現代の課題を考え続ける姿勢をもてるようするよう指導しております。
- あわせて、市町村教育委員会に対する指導・助言事項として、多文化共生教育の推進のため、関係法令及び令和6年2月に策定された在日外国人に關わる教育における指針の趣旨をふまえ、互いの違いを認め合い、ともに生きる教育を系統的に実施すること及び韓国や中国など、近隣アジア諸国との継

継続的な友好・文化交流活動の推進を図るなど、相互理解や相互信頼を深める取組みを進めることを指導しております。

- 今後とも、人権教育、国際理解教育の一層の充実を図るため、学習指導要領の確実な実施について研修等で周知するとともに、一人ひとりの子どもを大切にした多文化共生教育の推進に向けて、市町村教育委員会や学校に働きかけてまいります。
- 自分が大切にされていることに気づくためには、日常の教育活動の中で、生徒が人ととのつながりを通して、自分自身が大切にされていることを実感することが重要と考えています。
- そのため、高等学校においては、入学段階で宿泊研修などを行い、学校生活の導入をするとともに、生徒同士のつながりを作り出す取組みや、各学年の年度当初のオリエンテーションに加え、学校行事や部活動等を通して、生徒が互いに交流し理解し合う取組みを行っております。その中で互いに違いを認め合う集団づくりを進めています。
- また、府立高校における在日韓国・朝鮮人教育については、今年度 46 校において、韓国・朝鮮語を開設し、言語学習に加え、生徒が韓国・朝鮮の文化や歴史、生活習慣などについて正しく理解できるよう指導しております。
- 大阪府教育センターにおいては、小学校、中学校、高等学校、支援学校のすべての初任者を対象に、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人の人権など、様々な人権に関する研修を実施しております。また、10 年経験者研修でも在日外国人教育について、児童生徒に対して学校での取組みや対応を考える研修を実施しています。
- さらに、「小・中学校人権教育研修」、「府立学校人権教育研修」、「小・中学校長人権教育研修」、「小・中学校教頭人権教育研修」、「府立学校長研修」、「府立学校教頭研修」、「府立学校首席研修」、「府立学校リーダー養成研修」、「小・中学校新任首席研修」及び「小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修」においては、外国にルーツのある児童生徒に対する支援のあり方を学ぶとともに、多文化共生と人権尊重の観点に立って、在日外国人教育の進め方について学ぶ研修を実施しています。

(回答部局課名)

教育庁 市町村教育室 小中学校課（傍線部について回答）

教育庁 教育振興室 高等学校課（波線部について回答）

回 答

団体名（ 多民族・多文化社会を求める実行委員会 ）

（要望項目）

2 教育に関する課題

2.6 国際理解・道徳教育・教科書採択

2.6.5 NBC 長崎放送のニュースなどによると、2025年5月に防衛省から全国約2400の小学校に約6100冊の「まるわかり 日本の防衛 はじめての防衛白書 2024」（子ども防衛白書）が送られました。その中では「中国、北朝鮮、ロシア」という具体的な国名を挙げて、これらの国の危険性をいくつも指摘し、「日本が位置する地域は安全とはいえません」と説明しています。また小学生の「ウクライナはどうしてロシアに攻め込まれたの？」という質問に、自衛官が「ウクライナのロシアに対する防衛力が足りなかったことがあります」と答えています。大阪府下の学校には、これらの国にルーツを持つ子どもたちがたくさん在籍しているはずです。学校でこのような教育がおこなわれれば、危険な国と名指しされた国にルーツを持つ子どもは傷つき、子どもたちの間に亀裂が入るのは確実です。また防衛力が足りなかったら侵略されると子どもに教えるのは、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という日本国憲法前文の精神に反するものです。80年前に悲惨な敗戦を味わった日本は軍事力に頼るのではなく、友好と外交努力によって戦争をしないことを誓ったはずです。

大阪府下の小学校にも「子ども防衛白書」は送られているのでしょうか。送られているとすれば、市町村教委と学校はどのように対処したのでしょうか。すでにわかっていることがあれば明らかにしてください。不明であれば直ちに調査し、回答してください。

（回答）

○ 「子ども防衛白書」について、配布の依頼及び相談等はございません。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

様式 2

回 答

団体名（ 多民族・多文化社会を求める実行委員会 ）

（要望項目）

2 教育に関する課題

2.7 高等学校の韓国・朝鮮語教育等

2.7.1 府立高校および私立高校に対して調査をおこない、韓国・朝鮮語、中国語の開設状況を教えてください。私立高校については、毎年私学課に提出される「私立高等学校（全日制）基礎資料調査」などを活用して開設校を教えてください。また、昨今、急激に増大している日韓の高校間の国際交流事業について、状況把握と現場の要求を参考にした支援をおこなってください。

（回答）

- 令和7年度に、府立高等学校で韓国・朝鮮語を開設している学校は46校、中国語を開設している学校は33校あり、履修人数は韓国・朝鮮語は2,513名、中国語は1,067名に達しております。
- また、令和6年度は、17校の府立高等学校が、韓国の学校の教育旅行を受け入れ、交流を行いました。
- 今後とも韓国・朝鮮語教育及び韓国・朝鮮文化を理解する教育等の推進を図ってまいります。
- 私立学校における開設科目は、学校の設置者の裁量により決定されています。
- そのため、私立高校における韓国・朝鮮語、中国語の開設状況については、私学課では把握していません。また、基礎資料調査では外国語科目の開講状況のみを調査しており、具体的な言語の調査をすることは考えていません。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課（傍線部について回答）

教育庁 私学課（波線部について回答）

様式 2

回 答

団体名（ 多民族・多文化社会を求める実行委員会 ）

（要望項目）

2 教育に関する課題

2.8 教員採用

2.8.3 募集要項の「外国籍の場合、本名使用明記」にあるように、採用時の本名原則を徹底してください。また、本名で受験した教職員が採用された後に「通称名」を使用することのないようにし、「通称名」を使用している教職員に対して、本名指導を行ってください。

（回答）

- 府教育庁といたしましても、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人の方々が本名を使用しやすい社会環境づくりは重要であると考えており、これまでから、公立学校教員採用選考において、国籍にかかわらず、本府教育の推進に必要な優れた人材を求めてきたところです。
- 本名使用につきましては、本人のアイデンティティ確立の上で重要なものであり、また、子どもを教える立場にある教員が、この自覚を持って、自ら本名を名乗り教壇に立つことが非常に大切なことであると考えています。
- このため、府教育庁では、教員採用選考テスト PR リーフレット「大阪府公立学校教員募集」に、本名指導に関して記載するとともに、各地での説明会の場で、この冊子等を活用しながら、本名使用の意義について説明しているところです。
- 今後とも府教育庁と市町村教育委員会及び府立学校長が連携をはかりながら「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」の趣旨を踏まえ、新規採用や異動の際など、機会あるごとに継続して働きかけてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教職員室 教職員人事課

回 答

団体名（多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

2 教育に関する課題

2.9 在留資格

2.9.4 上記 2.9.3 の文科省の依頼を徹底し、生徒の日本継続在住希望と国内就職希望を実現するため、市町村市民課と教委が連携して児童生徒の在留資格を調査・確認し学校に連絡できる体制の構築を市町村教委に指示して下さい。府立高校については、綿密な中高連絡により、入学した外国人生徒の在留資格把握に努めるよう指導して下さい。

また、2022 年 5 月に発刊された「外国にルーツをもつ生徒のための進路選択リーフレット」(大阪府教育庁教育振興室高等学校課) を 2024 年 8 月に改訂された「外国につながる生徒のための進路選択ブックレット」(指導用) の改訂の不十分さについては昨年の応接で要点のみですが説明済みです。その指摘についての検討結果、若しくはリーフレットの再改訂検討の経過について教えて下さい。

（回答）

- 府立高校では、外国につながる生徒の在籍数が年々増加傾向にあり、これらの生徒に対して、修学の支援をはじめ、適切な進路指導を行っていくことが求められていると認識しています。
- 生徒の修学や進路指導に関連することから、入学時に在留資格を含め生徒の状況把握に努めるよう、これまで府立高校に対して指導してきたところです。
- また、「外国にルーツをもつ生徒のための進路選択リーフレット」については、国における在留資格の更新についての変更や、本府における「在日外国人に関する教育における指導の指針」の策定など、外国につながる生徒を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、令和6年8月に、内容の更新とともに、タイトルも新たに「外国につながる生徒のための進路選択ブックレット」として改訂いたしました。今後も、外国につながる生徒の支援に関わる制度等が変わっていくことが考えられるため、情勢の変化に応じて、内容を更新してまいります。
- 児童・生徒の在留資格については、関係機関と連携し把握に努めるよう、市町村教育委員会に伝えているところです。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課（傍線部について回答）

教育庁 市町村教育室 小中学校課（波線部について回答）